

洲本市こども家庭センター設置規程

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき、福祉事務所に、洲本市こども家庭センター（以下「センター」という。）を置く。

(組織及び運営)

第2条 センターの組織及び運営については、こども家庭センターガイドライン（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）に定めるところによる。

(業務)

第3条 センターは、市の区域内に住所を有する妊産婦及び児童が属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者を対象として、児童福祉法第10条の2第1項各号に掲げる業務及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する業務を行う。

(職員)

第4条 センターに、センター長、統括支援員その他所要の職員を置く。

2 センター長、統括支援員その他所要の職員は、福祉事務所の職員のうち関係のある他の職を占める者をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 統括支援員は、上司の命を受け、センターの業務を統括する。

5 センターの職員は、上司の命を受け、担当業務を処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(洲本市産後ケア事業実施要綱の一部改正)

2 洲本市産後ケア事業実施要綱（平成29年洲本市告示第34号）を次のように改正する。

様式第1号中「洲本市健康増進課母子保健係内母子健康包括支援センター」を「洲本市こども家庭センター（洲本市福祉事務所内）」に、「洲本市母子健康包括支援センター（健康増進課）」を「洲本市こども家庭センター（洲本市福祉事務所内）」

に改める。

(洲本市子ども家庭総合支援拠点設置運営規程の廃止)

- 3 洲本市子ども家庭総合支援拠点設置運営規程(令和4年洲本市訓令第3号)は、廃止する。